

鎌倉審議第 3 号  
平成12年 8 月 2 日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会  
会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について  
(答申)

平成12年7月19日付け鎌下普第148号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第3項第4号に規定する本人以外のものからの収集の制限については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、個人情報の保護に万全を期するよう十分な配慮を願います。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	収集先	個人の類型	収集する理由
22	下水道普及課	水道料金と下水道使用料の一括納付(仮称)	神奈川県企業庁	県営水道使用者	一括納付を実施するにあたり、水道使用者情報と下水道使用者情報を統一するため、その事務作業に必要な情報の収集を行う。